

ますけれども、大企業には大型の減税やつて
いるんですね。生活保護が多いという方もお
られますけれども、必要な人が生活保護を利
用できていないのが、これ、大問題です。生
活保護基準以下の所得しかない人で生活保
護を利用している人の割合を捕捉率といい
ますけれども、日本では一五%から一八%し
かありません。他方、海外では、ドイツ六割
以上、スウェーデン八割、フランス九割以上
です。日本の捕捉率は世界と比べても極めて
低いと言わなければなりません。

生活保護法は改悪をされましたけれども、
憲法二十五条は生きております。命を守る、
人間らしい暮らしを保障する、この生存権の
魂を生活保護行政に、運用に入れ込むことを
強く求めて、質問を終わります。

○委員長（山崎力君）以上で辰巳孝太郎君の
質疑は終了いたしました。
(拍手)



2014年3月20日（集中審議）

日本共産党の辰巳孝太郎議員は三月二十日の参議院予算委員会で生活保護行政において扶養義務の強要が横行している問題を取り上げ、安倍首相をただしました。質疑の模様はNHKテレビ・ラジオで中継されました。

辰巳議員は大阪市が生活保護利用者の親族に対し、援助すべき額の「目安」を示して、扶養の要請を行う方針を打ち出している実態を告発。「水際作戦」が横行しており、「生活保護の申請をためらう人が実際にいる。必要な人に確実に実施されていない」と、強く迫りました。質問の大要を紹介します。



憲法 25 条=生存権の魂を行政に

「水際作戦」やめさせよ！ いのちと人間らしい暮らし保障する生活保護に

日本共産党参議院議員

たつみコータロー

予算委員会で初質問！



たつみコータロー 検索

twitter:@kotarotatsumi

facebook:kotaro.tatsumi.5

たつみコータロー大阪事務所

〒540-0012 大阪市天王寺区空堀町 2-3

TEL06(6768)7371 FAX06(6762)2673

たつみコータロー国会事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1

参議院議員会館 608 号室

TEL03(6550)0608 FAX03(6551)0608

『生活保護』

辰巳議員が「水際作戦」を批判

辰巳孝太郎議員は三月二十日の参院予算委員会で、「扶養義務の強化」を盛り込んだ改悪生活保護法の七月施行を前に、生活保護利用者の親族などへの無法な扶養義務の強要が横行しているとして、国に対してやめさせるよう求めました。

辰巳氏は、大阪市が生活保護利用者の親族に対し、援助すべき額の「目安」（下図）を示して扶養の要請を行う方針を打ち出している実態を告発。月の手取りが九万円という生活保護基準以下で生活する人にも、最大で月一万五千円もの援助を行うよう求めている事例を示し、「ワーキングプアに苦しんでいる子どものところに扶養照会が届くのなら、生活保護の申請はもうやめておこうとなる。『水際作戦』の常とう手段の一つに使われていくことになる」と指摘しました。

田村憲久厚労相は、扶養義務について、生活保護の「要件ではない」との認識を改めて提示。大阪市の事例に対しては「適切に助言していく」と答弁しました。

辰巳氏は、大阪市が五十代の女性に三十五年間音信不通だった父親の扶養を通知し、その女性の子どもにまで通知していたケースを紹介。「こうした事例は全国にある」と指摘し、「扶養が無理な人にも押し付けようというのが今の生活保護行政だ。こういうやり方は改めるべきだ」と迫りました。

安倍晋三首相は「適切に運用されることが大切」と答えることになりました。

辰巳氏は「人間らしい暮らしを保障する『生存権』の魂を、生活保護行政と運用に入れ込むことを強く求める」と主張しました。

（一〇一四年三月二一日「しんぶん赤旗」）

扶養義務の範囲の各国比較

	日本	フランス	スウェーデン	イギリス
夫婦	○	○	○	○
親子	○	△(注)	△(注)	△(注)
兄弟姉妹	○	×	×	×
その他3親等 内の親族	○*	×	×	×

(注):子が未成年の親に限る

*特別な事情(過去に扶養を受ける等)がある者

出典:厚生労働省資料(2011年6月28日生活保護基準部会)より作成

うのは、配偶者間、夫婦の間と未成年の子供に対するのみ義務が課せられるということになっています。これ、海外では、所得のある人はそれだけ税金を納めて所得の再分配に寄与しているわけだから、成人した親や成年した子供に対する金銭的な扶養というのではなくてあります。これ、海外では、所得のある人はそれだけ税金を納めて所得の再分配に寄与しているわけだから、成年した親や成年した子供に対する金銭的な扶養といい

うのは、配偶者間、夫婦の間と未成年の子供に対するのみ義務が課せられるということになっています。これ、海外では、所得のある人はそれだけ税金を納めて所得の再分配に寄与しているわけだから、成年した親や成年した子供に対する金銭的な扶養といい

づいているわけであります。
最後に、総理にお伺いしたい。
この扶養義務の問題、扶養できる人はやる、私もそれは否定はしません。できる人は今でもやっております。しかし、無理な人に押し付けようというのが今の生活保護行政なんです。扶養義務の強化によって、生活保護の申請をためらう人が実際にいる、必要な人に確実に実施されていない。こういう保護行政、また法改正に伴う扶養義務の強化はやるべきだと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　この生活保護の仕組みについては、先ほど申し上げましたように、言わば生活の基盤が不幸にして壊れた方が再び自立に向けて進んでいく中において支援をしていくというものであ

ります。当然これは国民の税金によつて成り立つていて、言わば支え手がいるということは常に認識をしていく必要があるわけありますし、多くの国民の理解の上に成り立つていています。

○辰巳孝太郎君　全然答えていたいと思います。

ですから、その際、真に必要なかどうかと、そしてまた、国民全体によつて成り立つていてこの制度を活用する上において、例えば支え合つてといいますけれども、支えられる人は支えているんです。国民の税金といい

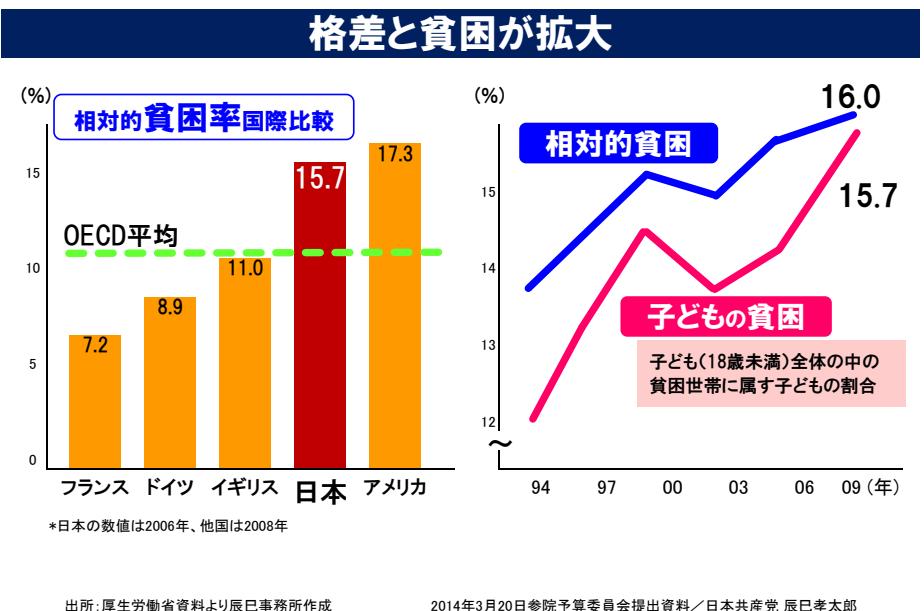
大阪市の仕送り「めやす」例

扶養義務者の手取り (月額)	親子間 兄弟姉妹などへ	父親→母子家庭へ (子どもが14歳まで)
38万4200円 ※1	5000～3万4000円	6万～8万円
20万1000円 ※1	1000～2万2000円	2万～4万円
9万800円 ※2	0～1万5000円	1万～2万円

(注) 40歳、単身、給与所得者、社会保険加入（※1）、

国民健康保険、国民年金加入（※2）として換算

出所：大阪市事務連絡（2013.11.8）より辰巳事務所作成



てあるんですね。

ところが、大阪ではこんな実態が分かりました。今月、三月ですが、五十代の女性のところに、あなたの父親を扶養してくださいという通知が届きました。この父親というのは、この女性の方が十代後半のど

参議院予算委員会 会議録第十五号（部分）	
委員長	山崎 力君
委員	辰巳孝太郎君
国務大臣	内閣総理大臣 安倍 晋三君
	厚生労働大臣 田村 憲久君

○委員長（山崎力君） 次に、辰巳孝太郎君の質疑を行います。辰巳孝太郎君

○辰巳孝太郎君 日本共産党的辰巳孝太郎です。

今、日本では格差と貧困が広がっています。（6ページ図表参照）国際的な貧困の指標である相対的貧困率は右肩上がりで、前回二〇〇七年の調査よりも〇・三ポイント上昇をしました。これ、一九八六年調査以降で最悪です。O E C D の三十四か国中二十九位、下から六番目に日本は位置しております。子供の貧困率も前回の一四・二%から一五・七%に上昇をしています。小中学校の給食費や学用

きに離婚をして出ていったとのことであります。その後、母親は借金返済のために夜中まで働き、また御自身も大学進学を諦めたことがあります。家庭内暴力、D V もあり、三十五年前に母親と離婚してからは音信不通になっていたということであります。

大阪市役所は、こういう家庭状況であるにもかかわらず、扶養できないかという通知をこの女性のところに送つております。しかも、この女性の成人した子供、つまり孫に当たる方まで、もちろん孫にとつては顔も知らない祖父に対して扶養してくれという通知が行っているんです。また、別のお孫さん、今月大学卒業予定のこのお孫さんにまで扶養のお願いというものが届いているんです。このお孫さんは送られてきた名前を見ても、名前が違うわけですから全然誰か分からなかつたと、こう言つております。

先ほど、二十年音信不通、D V 、家庭内暴力、こういうのは概要では扶養照会を送らないと説明しているんですけども、全く、これが実態でありますから、説明と違うんじゃないでしょうか。

○國務大臣（田村憲久君）個別の事案ですが、先ほど要件ではないと申し上げました。我が省、そこまで実態としてそういう案件があるのか把握はしておりませんが、もしその場合は生活できないわけでありまして、その場合には当然保護を決定していくという手続になつていくというような、そういう形であります。

なお、これ、扶養は保護に優先はいたしましたが、先ほど要件ではないと申し上げました。もしもいろんな状況の中、これは扶養をしでもらわなきやいけない方であったとしても、扶養しなければそれは保護を申請した方々は生活できないわけでありまして、その場合には当然保護を決定していくという手続になつていくというような、そういう形であります。

○辰巳孝太郎君 こういう事例というのは、大阪だけではなくて、これはもう全国で起つているんですね。問題は、現行法でもそのような運用はしないとなつていてもかかるはず、これ現場では守られていないわけですよ。

海外に目を向けてみると、扶養の義務というのは極めて限定的であります。イギリスもドイツもフランスもスウェーデンも、扶養といふ申立てはございません。

品代などを補助する就学援助が認められた世帯の割合は一五・六四%と、これも過去最高となりました。こんな格差と貧困が広がる中、最後のセーフティーネットとして、人間らしい暮らし、生存権を保障するのが生活保護制度であります。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）私は常々、頑張る人が報われる社会をつくっていきたいと、このように申し上げているところでございますが、しかし、人は不幸にして病気になつたり生活基盤そのものが崩れてしまつて生活が困難になるということは当然あるわけでございます。そういう真に支援を必要としている人たちに対してもしっかりと支援をしていく、これはまさに我が国の憲法の保障するところだらうと、このように思います。

生活保護法は、日本国憲法に定める生存権保護の理念に基づきまして、生活に困窮する

○内閣総理大臣（安倍晋三君）私は常々、頑張る人が報われる社会をつくっていきたいと、このように申し上げているところでございますが、しかし、人は不幸にして病気になつたり生活基盤そのものが崩れてしまつて生活が困難になるということは当然あるわけでございます。そういう真に支援を必要としている人たちに対してもしっかりと支援をしていく、これはまさに我が国の憲法の保障するところだらうと、このように思います。

生活保護法は、日本国憲法に定める生存権保護の理念に基づきまして、生活に困窮する

○國務大臣（田村憲久君）扶養は保護に優先するわけであります。その意味からいたしますと、やはり扶養できる方、そういう方がおられるにもかかわらず扶養して



ば、場合によってこれは家裁の審判を受ける
という
わけでございます。

そういう方々に對して扶養をしつかりし
てくださいといいますか、はつきりと言わさせ
ていただいとりますか、はつきりと言わせ
ていただいとります。

いただかないということになれば、それは國
民の信頼を失う、そういう生活保護制度にな
つてしまふわけであります。一方で、家庭に
やはり行政が余り入り過ぎるというのはこ
れまた問題でありますので、そこは慎んでい
かなければならぬわけであります。

そのような中で、扶養をしていただく方々、
例えば良好な人間関係、ちゃんと保護を申請
された方とあるということ、それから例えば
企業等々から扶養手当をもらつて、また扶養
控除を受けている、そういうふうな方々、さ
らにちゃんと扶養できる資力のある方々、こ
ういう方に関しましては、やはりしっかりと
扶養していただきなければならぬわけであ
りまして、それでも扶養していただきなけれ
ただいております。

大阪市は、生活保護利用者の親族に對して、
目安を示して扶養の要請をする方針を示し
ました。これ、大阪市の目安によりますと、
一番上が六百万円の収入、真ん中が三百万円、
一番下が百二十五万円ですが、これもつと実
感に近いように、分かりやすいように、税金、
社会保険料、これを引いたいわゆる手取りの
額を一番左の側に示させていただいており
ます。(1ページ図表参照)これを見ますと、
例えば百二十五万円の年収の人というのは、
もうもろいろいろいろ引かれて、手取りで残るの

○国務大臣(田村憲久君) 先ほど扶養は保
護に優先すると申し上げましたが、しかし、
要件ではないわけであります。そういう意味
で、今大阪の事例がありました。大阪も決し
てその保護を全くもつてさせないというわ
けではありませんとして、一定の目安をこれ
は示したものだというふうに聞いておりま
す。

その上で、我々といたしましては、家庭の
事情等々にいろんな問題もあるであります
よう、余り立ち入らない中において、扶養を
お願いします。

○辰巳孝太郎君 はつきりと言わせ
てくださいといいますか、はつきりと言わせ
ていただいとりますか、はつきりと言わせ
ていただいとります。

○辰巳孝太郎君 何が起ころるかなんですね、
こういう目安で。こういう目安が独り歩きし
ますと、結局、ワーキングプアで苦しんでい
る子供のところにこんなものが届くんだつ
たら生活保護の申請をもうやめておこうと。
結局、水際作戦、これ常套手段の一つに使わ
れていくとなるんですね。

私は、もう總理に聞きたい。先ほど、必要な
人は確実に実施されるのが生活保護だと
認識を示していただきましたけれども、こう
する能力のある、また人間関係等々も含めて
適切な方、こういう扶養者に關しましてはし
っかりと扶養していただきというようなこ
とも含めて、助言を大阪市の方にもさせてい
ただいております。

○辰巳孝太郎君 どうぞ扶養をさせると、そういうことにはならないんじゃないですか。どうですか、
総理。

○国務大臣(田村憲久君) 一つの目安でご
ざいますので、これをもつてして画一的な対
応はしないということをございまして、先ほ
ど来、ちゃんと適用するときには慎重に慎重
を期して対応していただくよう在我とし
ては助言をさせていただいておりますので、
委員がおっしゃるものには当たらないとい
うふうに考えております。

○辰巳孝太郎君 やめさせないとは言わな
いんですね。大体、実施機関の大坂市、それ
ほどまでになぜ信用できるのかが私は理解
できません。

昨年、全国の三分の一の自治体で、あたか
も扶養義務を果たさないと生活保護は認め
ないとする極めて不適切な文書が扶養義務
者に送付をされました。昨年の臨時国会

で私たちがこのことを指摘して、大問題にな
りました。最後のセーフティーネットである
生活保護制度で間違いが起ころつては絶対に
駄目なんです。様々な事情を考慮してと、こ
は九万八百円にすぎないわけですね。こうい
う九万八百円の人というのは、例えば家賃四
万円のところに住んでいたとしますと、間違
いなく生活保護基準以下の生活ということ
になるわけです。

今回の大阪市のこの目安でいきますと、こ
ういう人にも一万五千円の、親子間また兄弟
姉妹、扶養を求めるということになつている
んですけれども、まさにワーキングプアにこ
ういう扶養を強制するような形で目安が作
られている。私、これ大問題だと思うんです
ね。こういう大阪のやり方は是正させるべき
ではないでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 一般的に、親子
関係、兄弟姉妹関係、こういう方々に対しても
は照会をすることにしておりますが、一方で、
それはやはり人間関係というのがあるわけ
でございまして、本人の自立を逆に損なうと
いうような関係の場合には、それは対象にし
ておりません。これ、民法にある、三親等内
ということが書いてありますけれども、必ず
三親等だから照会するというわけではござ
いませんので、そこは適切に対応をさせてい
ただくということであります。

○辰巳孝太郎君 例えば厚労省の作った法
改正の中には、二十年音信不通である
など明らかに扶養の履行が期待できない場
合、これは扶養の照会はしないと、こう書い